一般社団法人日本脳神経外科学会 委員会細則

平成15年10月1日制定平成23年9月1日改正平成24年3月1日改正平成27年10月13日改正平成29年10月11日改正平成30年8月29日改正个和2年8月21日改正令和3年10月26日改正

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本脳神経外科学会(以下、「この法人」という。)の定 款第37条に必要な事項を定める。

(設置)

第2条 会務を円滑に実施するため、理事長の諮問に応じ重要事項を審議し、又は総会議決 事項の執行にあたり理事会を補佐するための委員会を設置する。

(種類)

- 第3条 委員会は、委員会および小委員会に区分する。
- 2 小委員会は、委員会の職務を分担するために置く。

(委員会および小委員会)

第4条 この法人の委員会および小委員会の名称および職務は、別表1.2に掲げるとおりとする。

(構成)

- 第5条 委員会の構成は、委員長1名および委員若干名とする。
- 2 委員会の委員長は、原則として理事をもって充てる。
- 3 小委員会の委員長は、原則として委員会の委員をもって充てる。

(委嘱)

- 第6条 委員会の委員長は、理事長が推薦し委嘱する。
- 2 委員会の委員は、委員長が推薦し、理事長が委嘱する。

(任期)

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(報告)

- 第8条 委員会の委員長は、審議内容および活動状況を理事会に報告しなければならない。
- 2 前項の報告は、文書による理事長への報告および理事会での口頭報告とする。

(経費)

第9条 委員会の活動にかかる経費は、この法人が負担する。

(報酬)

第10条 委員には、報酬を支払うことができる。報酬額については理事長が別に定める。

(細則の変更)

- 第11条 この細則は、理事会の承認を受けなければ変更することができない。 (雑則)
- 第12条 この細則のほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。

別表1.委員会

別 八 1 . 安貝云	
名 称	職務
学術総会会長候補選出 委員会	次次次期学術総会の会長候補者の理事会への推薦に関する事項
分科会検討委員会	本学会とサブスペシャリティー学会との関係確認に関する事項
研究倫理審査委員会	本学会が関与する研究の審議に関する事項
広報・情報委員会	会員と社会への広報、ホームページの作成と維持、会員データベースを基幹とする情報システムの開発・改修の調整に関する事項
倫理委員会	倫理指針の改正、指針違反行為・不正行為の審議に関する事項
法務委員会	本学会の法務、裁判所からの鑑定人推薦依頼に関する事項
COI 委員会	利益相反の管理・調査・審査、改善措置の提案・啓発活動に関する事項
佐野圭司賞選考委員会	佐野圭司賞受賞者の選考および表彰に関する事項
齋藤眞基金運営委員会	齋藤眞賞受賞者の選考および表彰に関する事項
データベース委員会	手術症例、非手術症例の登録及び専門医のデータベースに関する 事項 (手術症例登録準備委員会の職務を除く)
脳神経外科医療機器レジストリ管理運営委員 会	脳神経外科医療機器開発に係るレジストリの構築・運営・管理に関する事項
総務委員会	管理・運営に関する事項、規則に関する事項、選挙に関する事項、 あり方に関する事項、事業計画・事業報告書の作成、その他庶務 に関する事項
財務委員会	予算案の作成、収支決算書の作成、その他、財務管理に関する事 項
専門医制度あり方委員 会	専門医制度のあり方に関する事項
専門医認定委員会	専門医認定制度の運営に関するすべての事項
機関誌 NMC 編集委員会	機関誌の編集と発行に関する事項
学術委員会	本学会に関連する学術領域の問題点解決、学術振興推進に関する 事項
医療問題検討委員会	脳神経外科および脳神経外科医が遭遇する社会的・経済的諸問題 に関する事項
国際委員会	国際的活動の計画・実行、国内他分野との交流・連携に関する事項
働き方改革検討委員会	働き方改革に対する本学会の対応方針の策定、その他働き方改革 対応に必要な事項

別表 2. 小委員会

名 称	職務
定款・規則等対応委員 会	定款・規則の作成、改正に関する事項
会員資格審査委員会	名誉会員ならびに特別会員の推薦に関する事項

名 称	職務
ダイバーシティ推進委	多様性を重視し、ジェンダー等にとらわれない会員のキャリア
員会	アップに関する事項
卒後・カリキュラム委	専門医認定試験書類審査・研修プログラム審査、その他専門医訓
員会	練の実務に関する事項
生涯教育委員会	専門医資格更新、その他専門医の生涯教育に関する事項
問題検討委員会	専門医認定試験問題の検討に関する事項
専門医認定に関する情	専門医認定試験における集計及びデータ解析等の実務に関する
報処理委員会	事項
脳神経外科医療均霑化	脳神経外科医療の地域均霑化に関する事項
に関する委員会	M作性/作位別の地域の指しに関する事項
卒前卒後教育検討委員	卒前卒後教育、研修医への PR に関する事項
会	平前千夜软育、朝彦区 WINCB , 3 事項
ガイドライン対応	本学会に関連する学術領域の標準的治療の作成および改訂に関
委員会	する事項
学会奨励賞委員会	学会奨励賞受賞者の選考および表彰に関する事項
脳腫瘍全国統計委員会	国内における脳腫瘍症例の登録および調査に関する事項
用語委員会	脳神経外科学用語の検討、用語集改訂、ICD-11 への対応に関す
用 田 安 貝 云	る事項
手術症例登録準備委員	脳神経外科関連疾患における手術症例登録事業に関する事項
会	MTM性/作例建次心(C401) る于附近内立以ず未に因りるず気
保険診療委員会	脳神経外科診療における保険制度上の疑義に関する事項、外保
	連との連絡に関する事項
医療機器委員会	医療器機の健全な発展促進に関する事項
医療安全管理委員会	医療安全に関する情報収集・提供、外部団体・法人、所轄官庁と
	の対応に関する事項
脳死検討委員会	脳死判定並びに検証作業に関する事項

附則

- 1 本細則第5条の2および第6条の規定にかかわらず、専門医認定委員会の委員長については、別に定める選任規程によるものとする。
- 2 各委員からの報告の多くは、そのまま結論になるが、理事長はその結論を差し戻すことができる。
- 3 この細則の改正は令和3年10月27日より施行する。